

特定非営利活動法人日本ホリスティックビューティ協会会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、特定非営利活動法人日本ホリスティックビューティ協会(以下「協会」)と、特定非営利活動法人 日本ホリスティックビューティ協会会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。日本ホリスティックビューティ事務局(以下「HBA 事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 協会は、会員との間に本規約を定め、これにより協会の運営を行います。また、協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第2条 協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、HBA 会員の総称です。
- 2) 書面とは、協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信によるHBA 事務局への通知、連絡も書面と認められます。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第4条 協会への入会の申込をする方は、協会が別に定める年会費を払込み、入会申込書【別紙2】に必要事項を記入して、HBA 事務局に提出することとします。

(入会申込の拒絶等)

第5条 協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、協会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第6条 会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 会員資格有効期限は、1月1日～12月末日までとします。初年度の会員資格有効期限は、入会当年の12月末日までとなります。
- 2) 会員資格有効期限の起算日は、協会が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とします。なお、会員が入会時に支払う年会費は、1月1日から6月30日までの間に入会した場合は年会費の全額、7月1日から12月31日までの間に入会した場合は年会費の半額、とします。
- 3)以後は1年毎の更新となります。

(会員の種類・入会金・年会費・資格・特典)

第7条 会員の種類、入会金、年会費、会員資格は、次の表の通りです。
特典は、別紙にまとめた通りとします。

法人会員	入会金 100,000 円	資格：会の趣旨に賛同する法人（審査あり）
	年会費 100,000 円	
	更新料 100,000 円	

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨をHBA事務局に通知する必要があります。変更通知の不在によって、協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、協会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- (4) 会員資格を解除されたとき

(退会)

第 10 条 退会しようとする場合は、退会届を HBA 事務局に届け出て退会することができます。

(会員資格の停止・解除)

第 11 条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、協会が会員として不相当と判断した場合

(抛出金品の不返還)

第 12 条 一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

(措置)

第 13 条 会員資格有効期限が過ぎ、協会からの通知のあとも、協会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第 6 章 会員証の発行等

(会員証の発行)

第 14 条 協会は、会員に対し、会員証 1 枚を発行します。

- 2) 会員証の有効期限は会員資格有効期間内とします。
- 3) 協会の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
- 4) 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
- 5) 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、協会に返却するものとします。

第7章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第15条 協会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、協会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第8章 禁止行為

(禁止行為)

第16条 会員は無断で協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。
2) その他、に定められた目的を理解し、第11条各号に定める行為、協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

(個人情報保護)

第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2) 協会は、協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第10章 知的財産

(知的財産の帰属)

第18条 協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、協会に帰属します。

(知的財産の保護)

第19条 協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

第20条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって協会が損害を受けた場合、当該会員は、協会が受けた損害を協会に賠償することとします。

(免責)

第 21 条 協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第 16 条第 2 項に定める場合および協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 12 章 残存条項

(残存条項)

第 22 条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 13 条、第 16 条乃至第 21 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第 13 章 その他

(準拠法)

第 23 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第 24 条 協会および会員は、協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規定の追加)

第 25 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次協会が定めるものとします。

附則

本規約は 2010 年 7 月 12 日より実施します。

特定非営利活動法人日本ホリスティックビューティ協会

【別紙1】

特定非営利活動法人 日本ホリスティックビューティ協会 会員特典

法人会員

1：社員20名様まで個人賛助会員資格を適用

2：法人限定勉強会＋懇親会へのご参加

協会と法人会員、そして法人会員様同士のコミュニケーションを深めるため、イノベーターの方をお招きして定期的実施している、法人会員限定の勉強会・懇親会へご参加頂けます。

3：メールマガジン無料掲載！

毎週月曜配信（祝日除く）約7,000人が登録しているメルマガで、求人情報・新製品情報・イベント情報などの掲載を何度でも無料でご活用いただけます。

4：検定料3割引&基礎講座招待！

社員の方がホリスティックビューティ検定(在宅受験)を受験される場合、受験料を3割引致します。また、試験対策にもなる基礎講座受講へ各社6名様(/年間)までご招待が可能です。

5：会員限定シークレットセールの実施

年中、ご希望のタイミングでHBA会員向けシークレットセールの実施が可能です。

HBA会員限定サイト内で告知し、クローズドに在庫処分としてもご利用頂けます。

クーポン発行等も可能です。

6：ホームページ 法人会員情報の掲載

HBA協会の公式ホームページにて法人会員の基本情報とロゴを掲載させていただきます。

また、協会ロゴとバナーもご提供致しますので、サイトや名刺に是非ご利用ください。

7：モニター調査・取材・PR協力(有料)

ホリスティックビューティの知識をもったHBA会員へ各種ご案内や協力依頼をおこなえます。

製品・サービスのモニター調査や、新商品発表会などへの動員にご利用頂けます。(応相談・ご優待価格にてご提供)

8：資格者の派遣（有料）

貴社主催のイベントや、ご出展ブースのスタッフから社内研修の講師まで、協会認定の資格保持者を派遣いたします。(応相談・ご優待価格にてご提供)

9：プログラム/製品の共同開発(有料)

ホリスティックの啓蒙に必要なプログラムや製品を協会監修で共同開発することが可能です。

(応相談・ご優待価格にてご提供)

【別紙2】

NPO 法人日本ホリスティックビューティ協会
法人（賛助）会員 入会申込書

申込日（西暦） 年 月 日

※下記をご記入いただいた時点で当協会規約に同意したものとします。

(フリガナ) 法人・団体名	
	印
住所	〒
担当者部署	
担当者名	
TEL	
FAX	
メールアドレス	@

■ 入会の申込

ご入会をご希望される方は、申込書に必要事項を記入の上、登記簿謄本（写し）と会社案内とともに事務局までお送り下さい。

※ご提出いただいた書類は当協会規定に則り管理し、返却いたしません。

※審査結果および入会手続きを事務局よりご連絡します。お電話・メール等による審査結果のお問い合わせには応じかねますので予めご了承ください。

入会時期	1月～6月	7月～12月
初年度会員資格	当年12月末日まで	
入会金	100,000円	
年会費	100,000円	50,000円
初年度合計	200,000円	150,000円

NPO 法人日本ホリスティックビューティ協会事務局

150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル1F

T E L: 080-9446-1577 URL <http://www.h-beauty.info/> E-mail info@h-beauty.info

【別紙3】

協会ホームページ (<http://www.h-beauty.info/>) に掲載させていただきたく、情報のご登録をお願いいたします。

①法人会員様 基本情報 (会員情報と同じ場合は、「会員情報と同じ」と記載して下さい。)

会社名	
会社ロゴ	JPEG データを添付ください
所在地	
URL	
お客様お問い合わせ先 tel	
事業内容 (100 字程度)	

②求人枠をご利用になる場合

募集内容 (販売員等)	
勤務地	
応募資格	アドバイザー、インストラクター、カウンセラー
応募期間	
応募条件 (履歴書等)	
勤務条件 (簡単に)	
選考方法 (書類・面談等)	
問い合わせ先 tel/URL	
採用ご担当者	

NPO 法人日本ホリスティックビューティ協会事務局

150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-8 渋谷道玄坂東急ビル 1F

T E L: 080-9446-1577 E-mail info@h-beauty.info

URL <http://www.h-beauty.info/>